

The
RULES
of
MOIS

2024

さいたま市立大宮国際中等教育学校 学校憲章

第1条（人間の尊厳、個性の尊重と多様性）

大宮国際中等教育学校では、そこで学ぶすべての生徒、そこで働くすべての職員、そこに関わる全ての人々は、それぞれが生まれながらに、あるいは成長に伴って持つ尊厳を認められ、ひとりの人間として尊重される。個人の尊厳と学校における多様性の確保のため、それぞれの人々の持つ様々な違いは、各自の個性として最大限に尊重されなければならない。

第2条（権利の尊重）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国籍、社会的出身、財産、心身障害などの、いかなる差別もなしに、世界人権宣言や児童の権利条約をはじめとする国際条約、日本国憲法をはじめとする法令、およびこの憲章に定める権利を尊重され、確保される。

第3条（権利の制限の禁止）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、諸法令に違反するとき、および他の人々の権利を侵害するときを除いては、権利を制限されない。

第4条（生徒の利益の考慮）

大宮国際中等教育学校では、生徒に関わる決定に際しては、それが生徒、教職員、保護者、そのほかいずれによって行われるものであっても、すべての生徒の最善の利益が主に考慮される。

第5条（安全と安心）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わる人々は生命及び身体、精神の安全に関する権利を認められる。学校および職員は学校に関わるすべての人々の安全と安心を可能な最大限の範囲において確保する。

第6条（健康と休息）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、自らの健康を維持すること、健康の回復のための休息および余暇を与えられることについての権利を認められる。学校および職員は、学校に関わるすべての人の健康を守る手段を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（苦痛からの解放／暴力の禁止）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、身体的苦痛または精神的苦痛をともなう扱いを受けない。すべての暴力および攻撃は禁止される。

第8条（教育を受ける権利）

大宮国際中等教育学校では、そこに学ぶすべての生徒は、教育を受ける権利を認められる。学校および職員は、生徒がより良い教育を受けるための環境を可能な最大限の範囲において確保する。

第9条（諸活動への参加）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、校内および校外で行われる活動に自由に参加できる。諸法令に違反する場合、または学校および他者の安全や権利、学校の秩序を脅かす場合を除いては、それぞれの活動への参加を妨げられない。

第10条（進路の実現／挑戦と成長）

大宮国際中等教育学校では、そこに学ぶすべての生徒は、自分の将来の目標に向かって進み、その能力や適性に応じて、自らの望む進路を実現する権利が認められる。すべての生徒は、努力し、挑戦し、失敗し、成長する機会を保証される。

第11条（意見の表明、表現の自由）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、諸法令に違反するとき、および他の人々の権利を侵害するときを除いて、自らに影響を及ぼすすべての事項について自由に自らの意見を表明する権利を認められ、あわせて表現の自由についての権利を認められる。

第12条（私有財産の保護）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、その所有物に関する権利を認められる。すべての人々は、自らの所有物を他者によって不当に奪われ、使用されることはない。

第13条（被害の救済）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、自らの権利を侵害されたことについて学校および職員に救済を求めることができる。学校および職員は、被害からの救済および権利の回復のための措置を可能な最大限の範囲において確保する。

第14条（規則の変更の要求）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、この憲章を含むすべての憲章・方針・規則等についてより良いものとするための改正、変更を要求する権利を認められる。改正、変更が要求された場合には、関係する人々が議論を行い、その是非を決定する。

第15条（権利の維持とすべての人々の義務）

この憲章で定められた権利は、大宮国際中等教育学校に関わるすべての人々の不断の努力によって守られなければならない。学校に関わるすべての人々は、権利を濫用してはならず、学校の一員としての自覚を持ち、常に学校の仲間のためにこれを利用する義務を負う。

第16条（効力の発揮）

この憲章は、大宮国際中等教育学校に関わるすべての人々の代表による署名と承認によってその効力を発揮する。改正、変更が行われた際も、同様の手続きをもって発効する。

第17条（学校憲章の改正）

この憲章を改正する場合には、生徒総会および職員会議、またはその後に行われる投票において、全生徒および全職員のそれぞれ3分の2以上の賛成をもってこれを発議し、学校に関わるすべての人々の代表による会議において改正の是非を決定する。

2022年〇月〇日

（学校代表）校長

（生徒代表）生徒会長

（保護者代表）後援会長

（地域・関係者代表）学校評議員

さいたま市立大宮国際中等教育学校 校則

1章 教育課程

第1条（教育課程）

教育課程は学校が定め、生徒・保護者に提示する。

2章 服装・身だしなみ

第1条（服装・頭髪・身だしなみ）

学校生活、および登下校の際の服装、身だしなみは、清潔感を意識するとともに、時・場所・機会に適したものとし、周囲への配慮を持ったうえで、各自の個性を最大限尊重する。

第2条（制服）

学校生活、および登下校においては、定められた制服を正しく着用する。

第3条（授業における服装）

授業においては、定められた制服または授業を担当する教師に指示された服装で授業を受ける。

第4条（頭髪）

頭髪は、清潔感を意識し、周囲への配慮を持ち、授業および学校生活の妨げにならないものとする。

3章 携行品

第1条（携行品）

学校には、授業および学校生活に必要なものを持参することとし、必要ないものを持参しない。学校に貸与されたものも同様に、授業および学校生活のために使用する。

第2条（持ち物の管理）

私物は自ら責任を持って管理する。他人の私物を勝手に使用することの無いようにする。

第3条（金銭トラブルの防止）

金銭にまつわるトラブルを避けるため、金銭の貸し借り等の行為は禁止する。

4章 学校生活

第1条（登校・下校）

登校・下校の際は、定められた交通手段および経路を利用し、自分および他者の安全に最大限配慮する。

第2条（時間）

学校生活においては、登校時間、下校時間をはじめとした時間を守って生活し、時間の余裕を持って行動する。

第3条（施設の利用）

学校の施設は、現在および未来のすべての生徒が使うものであるから、破損等の無いように大切に使用し、占有や勝手な使用があってはならない。

第4条（校内の安全）

校内では、自らの安全を守るように注意を払うとともに、周囲の人の安全に最大限配慮しなければならない。

第5条（自らの役割）

給食、清掃等の学校生活における諸活動について、自分に課せられた仕事を責任をもって果たさなければならない。

第6条（防災）

地震、竜巻等の天災、火災や不審者の侵入などの事件の際には、学校に関わる全ての人の生命と安全を最大限保護するために、迅速かつ冷静に行動する。有事に備えるため、避難訓練等の防災訓練に積極的に参加しなければならない。

第7条（いじめの禁止）

あらゆるいじめは、これを禁止する。学校に関わるすべての人は、いじめの発生を防ぎ、いじめを解消するよう努めなければならない。

5章 授業

第1条（授業の開始、終了）

生徒および教員は、授業が時間通り、円滑に始められるよう努めなければならない。

第2条（授業の環境）

生徒および教員は、すべての生徒が集中して積極的に授業を受け、自らの能力を伸ばすことができる環境や雰囲気を作らなければならない。生徒は、正当な理由なく授業の進行を妨げたり、他の生徒の学習を妨げてはならない。

第3条（他者への攻撃の禁止）

生徒および教員は、同じ授業に参加するすべての人に対して、いかなる攻撃もしてはならない。教員の生徒への体罰、生徒から教員への暴力・暴言、生徒同士のからかいや、人格・言動に対する否定などのすべての攻撃的言動を禁止する。

6章 After School Activities

第1条（自主的課外活動）

After School Activities は、学校における学習や給食・清掃などの諸活動、生徒会活動に加えて、生徒によって自主的に行われる課外活動であり、目標を持って計画的に行われなければならない。

第2条（Club Activity）

Club Activity は、After School Activity の一種であり、それぞれの生徒の学校生活をより充実させ、様々な体験をする機会を確保するために設置される活動である。

第3条（Club Activity への参加）

Club Activity への参加は、それぞれの生徒の意思が最大限尊重される。学習活動や校外での自主的な活動を妨げるものではない。

7章 生徒会

第1条（生徒会の組織）

大宮国際中等教育学校の全生徒によって生徒会を組織し、行事の運営、委員会活動等を通して、学校の自治に当たる。

第2条（生徒会の役割）

生徒会は現在および過去と未来の全生徒を代表し、学校の自治に関する生徒の決定権を行使する。

第3条（生徒総会）

全校生徒による生徒総会を、生徒会の最高議決機関とする。

第4条（生徒会と学校・職員）

学校及び職員は、学校の自治にかかわる事項について生徒会から要求があった場合には、速やかに協議に応じなければならない。

8章 発効および改正

第1条（改正）

改正を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の3分の2の賛成によって可決したのち、教員および保護者の代表との協議を行い、合意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって承認される。

第2条（効力の発揮）

この校則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。校則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2021年10月11日

（学校代表）校長

関田 晃

（生徒代表）生徒会長

綾部 真宙

さいたま市立大宮国際中等教育学校 服装・頭髪規則

1章 服装

第1条（制服の指定）

指定の制服・体育着等は改造等を行わずに着用する。身体の成長に合わせたサイズの調整は改造に含まない。

第2条（制服の着用）

登下校時および学校生活では原則として制服を着用する。授業等で指示があった場合や After School Activities で定められたものを着用する場合は除く。

休日の活動であっても、大宮国際中等教育学校の生徒として活動する際には原則として制服を着用する。

第3条（授業時の服装）

授業時の服装については、生徒は該当教科および担当教員の指示に従う。

第4条（After School Activities 時の服装）

After School Activities 時の服装については、各 Activity で定められたものを着用することとし、すべての授業または Daily Reflection が終了してから着用し、活動時間以外に着用しない。

第5条（服装の指定）

<夏季>

種類	規定
制服（夏服）	<p>指定の紺のポロシャツ 指定の白のワイシャツ 指定の白のセーラーブラウス } から選択</p> <ul style="list-style-type: none">・ワイシャツをスラックスやスカートの外に出す、第二ボタンを開けるなど、だらしない着方はしない・セーラーブラウスを着用する際にはリボンを着用する・シャツ・ブラウスの下に着ているTシャツ等が、襟元からはみ出したり、色柄がはっきりと透けて見えたりしないようにする。 <p>指定のスラックスまたはスカート</p> <ul style="list-style-type: none">・スラックスの丈はくるぶしがかくれるものとする・スカートの丈は少しでも膝にかかる程度またはそれ以上とする

ソックス	<p>正装時は指定のソックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正装時以外は紺、または黒の無地（ワンポイントは可）、くるぶしより上でひざ下までの長さのソックスを着用してよい。
シューズ	<p>ローファーまたはスニーカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪・大雨などのときはスノーブーツ・レインブーツなど適したものを着用してよい。

<冬季>

種類	規定
制服（冬服）	<p>指定のジャケット</p> <p>指定のスラックスまたはスカート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラックスの丈はくるぶしがかくれるようにする ・スカートの丈は少しでも膝にかかる程度またはそれ以上とする <p>指定のネクタイまたはリボン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正：チェックのネクタイ・紺のリボン 副：臙脂のネクタイ・リボン ・正装時以外は副ネクタイ・リボンの着用を認める。 ・ネクタイピンの使用を認める。
シャツ	<p>指定の白の長袖ワイシャツまたは白の長袖ブラウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャツをスラックスやスカートの外に出す、ボタンを開けるなど、だらしない着方はしない ・シャツの下に着ているTシャツ等が、襟元からはみ出したり、色柄がはっきりと透けて見えたりしないようにする。
ソックス	<p>正装時は指定のソックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正装時以外は紺、または黒の無地（ワンポイントは可）、くるぶしより上でひざ下までの長さのソックスを着用してよい。
タイツ・ストッキング	黒・肌と同色で無地のもの
シューズ	<p>ローファーまたはスニーカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪・大雨などのときはスノーブーツ・レインブーツなど適したものを着用してよい。
セーター・ベスト	指定のセーターまたは指定のベスト
防寒具	<p>登校時や、屋外での活動時に着用し、室内で着用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色に規定はないが、原則として無地のものとする。（ワンポイント程度は可）

<その他>

規定	種類
体育着・トレーニングウェア	上：指定のTシャツ 下：指定のハーフパンツ 指定のトレーニングウェア上下
After School Activities	各 Activity で定められたもの
装飾品	ジュエリー、アクセサリーは着用しない
眼鏡 コンタクトレンズ	サングラス、カラーコンタクトレンズ等のレンズが着色されたものは使用しない
化粧	化粧はしない ・リップクリームは色のついていないものを利用する。

第6条（夏服と冬服、衣替え）

4月1日～5月31日および10月1日～3月31日を冬期、6月1日～9月30日を夏期とする。冬季、夏季共に5条の着方を推奨するが、体調や気温を考えた上で冬季と夏季の着方を混ぜない範囲であれば、どちらの服装を着用してもよい。

第7条（正装）

儀式的行事等の指定された際には、正装で参加する。正装は、制服上下、指定の靴下の着用とする。冬季のネクタイ・リボンについては、正ネクタイ・正リボンとする。夏季の上衣については紺のポロシャツとする。夏服、冬服どちらかの正装に合わせる場合は、担当の教員から連絡を行う。

第8条（名札）

生徒は指定の名札を上衣のよく見える位置（基本的には左胸）につける。

第9条（特別の事情）

服装に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導関係者等によって個別の協議をおこなう。

第10条（違反に対する罰則）

学校では、服装に関する規定に違反するものを着用することはできない。着用の仕方が規定に反する場合、その場で直さなければならない。装飾品等は学校で預かり、保護者に返却する。学校は、違反を繰り返す生徒に対して、個別の指導や懲戒を行うことがある。

2章 頭髪

第1条（個性の尊重）

自分が持って生まれた個性を大事にし、手を加えることのないようにする。

第2条（授業時の頭髪）

体育、技術・家庭等の実習等において、頭髪に関する指定がある場合には、生徒は該当教科および授業担当教員の指示に従う。

第3条（頭髪の規定）

大宮国際中等教育学校の頭髪に関する規定は以下のとおりとする。

項目	規定
色	染髪をせず、生まれつきの髪の色を保つ
髪型	パーマ・ヘアアイロンなどで髪を加工しない 周囲に迷惑や威圧感を与える髪型にしない。
装飾品	髪をとめる場合、ウィッグ・エクステ・髪飾り等はずけない。

第4条（特別の事情）

頭髪に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導関係者等によって個別の協議を行う。

第5条（違反に対する罰則）

学校では、頭髪に関する規定に違反する頭髪で生活することはできない。規定に違反する状態はただちに直さなければならない。装飾品等は学校で預かり、保護者に返却する。学校は、違反を繰り返す生徒に対して、個別の指導や懲戒を行うことがある。

3章 発効および改正

第1条（改正）

本規則の改正・追加・廃止を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議で同意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒の代表との協議を行い、同意を得る。

第2条（効力の発揮）

この校則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。規則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2023年 10月 7日

(学校代表) 校長

関田 晃

(生徒代表) 生徒会長

神 龍之介

さいたま市立大宮国際中等教育学校 学校生活規則

1章 登下校

第1条（登下校の手段）

登下校は、原則として徒歩及び鉄道・バスを用いて行う。バスは指定された路線・バス停を使用する。交通事情等によって自転車通学が許可されることもある。自転車で通学する場合には、別に定める自転車通学規定に従う。

第2条（登下校の服装）

登下校時には、原則として定められた制服を着用する。防寒着等の着用は、別に定める服装・頭髪規則に従う。

第3条（登校時刻・下校時刻）

生徒の登校時刻・下校時刻は、原則として以下のとおりとする。特別に下校時間を定める場合は事前に連絡する。

登校時刻	7時30分から8時30分
下校時刻	全日課終了から16時50分まで ※担当教員の指導・監督がある場合、17時30分を超えない範囲で延長することができる。

第4条（欠席・遅刻・早退）

欠席・遅刻・早退の扱いおよび手続きは、出席の扱いに関する規程による。

第5条（交通機関の運休・遅延）

交通機関の運休・遅延によって学校を欠席または遅刻した場合の扱いは、出席の扱いに関する規程による。

2章 授業

第1条（授業の開始）

授業の開始時間になるまでに、更衣や教室移動等の授業の準備を終えて、授業開始を待つこと。授業開始の際に教室にいない場合には、遅刻とする。

第2条（授業の受け方）

授業中は当該授業に必要なもの以外は机に出さず、授業に集中できる環境を自分で整備すること。

第3条（授業への取り組み）

授業中は授業内で行われる活動に集中し、無関係な私語、他教科の学習（いわゆる内職）等を行うことのないようにすること。

第4条（教科書・教材の管理）

教科書・教材は自分の机の引き出しおよび自分のロッカーで管理し、公共の場所に置くことの無いようにする。教室移動等で自分の席を離れる際は机の中を空にし、教科書・教材はロッカーに入れて鍵をかける。下校時は机の中を空にし、教科書・教材は必要に応じて家庭に持ち帰り、持ち帰らないものはロッカーに入れて鍵をかける。

第5条（不正行為の禁止）

授業中や授業外で行われる課題、単元試験等に際し、盗作、剽窃、カンニング等の不正行為を行ってはならない。不正行為が行われた場合には、教員は個別の指導及び懲戒を行う。詳細は別に定める懲戒規定等による。

3章 学校生活

第1条（施設・備品の保全）

学校の施設や備品を破損させてはならない。もし破損や故障が発生した場合、または破損や故障に気づいた場合には、速やかに教職員に伝えること。

第2条（施設・備品の利用）

学校のすべての施設は、勝手な使用や占有はできない。授業以外で使用したい場合には、使用の目的および時間を明確にして、該当の施設・備品の管理を担当する教職員の許可を得ること。空き教室や特別教室等に勝手に立ち入ることは禁止する。

第3条（売店・自動販売機の利用）

売店は、営業時間中の各休み時間・放課後に利用することができる。自動販売機は始業前・各休み時間・放課後・休日の活動中に利用することができる。前期課程生は、給食のある日には食品を購入することはできない。

第4条（飲食）

飲食は許可された教室やコミュニティスペース等の場所で行い、廊下等を歩きながら飲食しない。食事をとれる時間は、原則として給食の時間及び午前授業の日の給食の時間に準ずる時間とする。

第5条（外出）

登校後の授業以外での校外への外出は、原則として禁止する。特別の事情がある場合には、外出届を記入のうえ、担当の教員の許可を得ること。

第6条（給食）

給食の準備・片付けには協力して取り組み、全員が快適に食事をできるような時間、環境を確保しなければならない。詳細は、別に定める給食のきまりによる。

第7条（清掃）

清掃には積極的かつ責任感を持って取り組み、校内の環境整美に努めなければならない。詳細は、別に定める清掃マニュアルによる。

第8条（放課後）

放課後は、最終下校時刻に関わらず、学校に用のない生徒は速やかに帰宅しなければならない。
16時50分を過ぎて学校で活動する場合には、担当の教員の許可を得ること。

第9条（After School Activities）

After School Activities は、学業及び学校行事との両立ができるように行う。詳細は、別に定める After School Activities に関する規則による。

第10条（Club Activity）

Club Activity は、After School Activities の一種として行われる。設置種目・活動期間・活動時間等の詳細は、別に定める Club Activity に関する規則による。

第11条（アルバイト）

アルバイトは、家庭の責任の下で行う。その際、学業及び学校生活に支障が出ないように留意する。

第12条（運転免許の取得）

運転免許の取得は、家庭の責任の下で行う。取得前に学校に申し出て、埼玉県教育委員会の定めた所定の手続きを行うとともに、学業及び学校生活に支障が出ないように留意する。

4章 携行品

第1条（私物の持込み）

授業・学校生活に不要なものを学校に持ち込まない。

第2条（個人ロッカーの使用）

私物は個人のロッカーで管理することとし、必ず鍵をかける。廊下や教室等の公共の場所に個人の私物を置かない。

第3条（私物の学校預かり）

個人の私物に関して、規則に違反する使用、持ち込みがあった場合には、学校が預かり、保護者に返却する。

第4条（携行品に関する規定）

大宮国際中等教育学校の携行品に関する規定は以下のとおりとする。

項目	規則
携帯・スマホ	登下校の安全確保および学校生活のための持込みを認める。 ・原則として、始業から終業の間には使用しない。電源を切ってロッカーに入れ、鍵をかける。 ・イヤホンで音楽を聴きながら登校するなどの危険な使用をしない。
財布・定期	紛失等の無いように各自で管理する。
個人 PC	基本的には持ち込まない。 ・授業に必要なソフト等の関係で持ってくる場合には教員の許可を得る。
バッグ (後期課程生)	色、柄、タイプの制限は設けない。但し、以下の事項に配慮すること。 ・制服と調和し、安全上問題がないものを選んで使用する。 ・高価なブランド品等、治安上の問題が発生する可能性のあるものは避ける。 ・A4 サイズが入らないバッグのみで登校は行わない。
バッグ (前期課程生)	原則として指定のバッグを使用する。 指定のバッグを使用したうえで、必要に応じてサブバッグの使用を認める。サブバッグの規定は、後期課程生のバッグのルールに準じる。 教員からの許可があった場合は、サブバッグのみでの登校を認める。
補食・飲料	許可された時間・場所以外での飲食を行わない。 前期課程の生徒は給食のある日は、原則として食べ物を持ち込まない。

第5条（特別の事情）

携行品に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導担当教員等によって個別の協議を行う。

5章 発効および改正

第1条（改正）

改正を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議で同意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒の代表との協議を行い、同意を得る。

第2条（効力の発揮）

この規則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。規則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2023年 10月 7日

(学校代表) 校長

関田 晃

(生徒代表) 生徒会長

神 龍之介

出欠の扱いに関する規程

第1条 出欠の種類および扱いは、以下のとおりとする。

(1) 一日を単位とするもの

種別	条件	出席	欠席	日数
出席	始業時間までに登校し、終業時間以降に下校する	1	0	0
公用欠席（公欠）	学校に許可された校外活動等のために登校していない	1	0	0
遅刻	始業時間までに登校していない	1	0	0
早退	終業時間前に下校している	1	0	0
欠席（病欠）	病気・ケガ等の心身の問題によって登校していない	0	1	0
欠席（事故欠）	自己及び家庭の事情によって登校していない	0	1	0
出席停止	学校保健安全法施行規則に指定された学校伝染病への罹患により出席が禁じられている 前期課程において周囲の生徒の教育を受ける権利を守るために校長により出席が禁じられている	0	0	-1
忌引	家族・親類等の葬儀のために登校しない	0	0	-1
家庭研修	生徒各自の能力の伸長に向けた家庭での学習・研修のため、登校しないことが認められている	1	0	0
家庭謹慎	後期課程生徒で、生徒指導上の問題により登校が認められない	0	1	0

- 1 一日のすべての授業・活動について公用欠課が認められた場合、公用欠席とする。
公用欠課の条件は（2）一授業を単位とするもので定める。
- 2 鉄道の運休・遅延によって学校を欠席した場合、以下の条件がすべてそろった場合に限って当該生徒の欠席は取り消される。
 - (ア) 8時の時点で、生徒が使用している路線に運休が発生していること。
または8時の時点で、生徒が使用している駅で入場制限が行われていること。
 - (イ) (ア)の状態が、13時の時点で継続していること。
- 3 遅刻・早退は指導要録に記載する。通知表には記載しない。

- 4 学校保健安全法施行規則に指定された学校伝染病への罹患により出席停止となった場合には、下表の「出席停止の期間」の規準によって出席停止を解除する。「治癒」に関しては、医師の診断を必要とする。

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種 (医師より登校禁止を指示された場合のみ報告)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157他)、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EBウイルス感染症など)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

- 5 生徒は、親族が死亡した場合、服喪のため忌引を受けることができる。忌引の日数は、以下のとおりとし、遠隔地等には配慮する。

死亡した者	忌引の日数
父・母	7日
兄弟姉妹・祖父母	3日
曾祖父母・叔父母・伯父母	1日

- 6 第6年次末の家庭研修の期間は、すべての授業が終了してから、卒業式前日までとする。この期間中の登校日の出欠は、登校の有無にかかわらず（1）表中の「家庭研修」となる。

- 7 家庭謹慎中の生徒の出欠は欠席扱いとする。

(2) 一授業を単位とするもの

種別	条件(通常日課の場合)	出席	欠課	時数
完全出席	授業開始時間から、授業終了時間まで授業に参加する	2	0	0
不完全出席	授業への遅刻・早退、保健室での休養等で20分以上60分未満授業に参加しない	1	1	0
欠課	病気・ケガ等の心身の問題または自己または家庭の事情によって授業を受けていない 授業への遅刻・早退、保健室での休養等で60分以上授業に参加しない	0	2	0
(遅刻)	当該授業の開始時間に授業に参加していない			
(早退)	当該授業の終了時間以前に授業から退出する			
公用欠課(公欠)	学校に時間を定めて許可された校外活動等のために授業に参加していない	2	0	0
出席停止	(1)の規定により、1日単位で出席停止となっている	0	0	-2
忌引	(1)の規定により、1日単位で忌引となっている	0	0	-2
家庭謹慎	(1)の規定により、家庭謹慎となっている	0	2	0

- 1 以上の出欠は各教科目の授業・総合的な学習の時間・LHR・特別の教科道徳において記録される。
- 2 一授業を単位とする出欠は、2単位時間をもととするtermの単位で記録する。1単位時間ごとには記録しない。
- 3 1単位時間をtermとする科目の場合は、不在時間が授業時間の40%以上となった時、欠課とする。
- 4 以下の理由で公用欠課願を提出し、学校に認められたうえで、予定通りに活動に参加した場合、公用欠課扱いとする。
 - (ア) 進学、就職のための受験等
 - (イ) Club Activityに関する対外試合等
 - (ウ) 学校が校内および校外で行う教育活動
 - (エ) 学校の教育活動に関連する校外の研究発表会等であって、学校の認めたもの
 - (オ) その他(ア)～(エ)に準ずるもので、校長が認めたもの
- 5 鉄道の運休・遅延によって学校に遅刻した場合、以下の条件がすべてそろった場合に限って教務部に自己申告した当該生徒の遅刻は取り消される。
 - (ア) 8時の時点で、生徒が使用している路線に運休または15分以上の遅延が発生していること。
 - (イ) 使用している路線の遅延証明書を、遅刻届の裏面に貼付して提出すること。
 - (ウ) 列車の遅延が解消されてから市内居住の場合60分以内、市外居住の場合120分以内に登校すること。

- 6 鉄道以外の交通機関の遅延による遅刻は、取り消されない。荒天や災害等、特別の事情がある場合には、協議のうえ校長が遅刻の取り消しを認める。
- (3) 適応指導教室・フリースクール等への通学について
 - 1 出席簿上の出欠の扱いは「事故欠」とする。
 - 2 保護者の申請に基づいて審査を行い、校長が認めた場合には、1の「事故欠」を指導要録上で「出席」と扱うことができる。
 - 3 2の場合にも、各授業の出欠は「欠課」となる

第2条 出欠に関する書類及び手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 公用欠課（欠席）の場合は、以下の手続きを行う。
 - 1 前日までに生徒・保護者が公用欠課（欠席）願に必要事項を記入し、担当者に提出する。担当者は校長の承認を受け、HR担任に公用欠課（欠席）願を渡す。
 - 2 同じ理由で複数の生徒が公用欠課（欠席）となる場合は、担当者は公用欠課（欠席）となる者の名簿を作成して校長および該当学年の学年主任に提示する。
 - 3 公用欠課（欠席）願の書式は、別紙1のとおりとする。
- (2) 前日までに欠席・遅刻・早退がわかっている場合の手続きは、以下のとおりとする。
 - 1 前日までに、以下のいずれかの手続きを行う。
 - (ア) 保護者がメール連絡網を利用して連絡する。
 - (イ) 事前欠席・遅刻・早退届に必要事項を記入し、HR担任に提出する。
 - 2 事前欠席・遅刻・早退届の書式は、別紙2のとおりとする。
- (3) 当日に欠席する場合の手続きは、以下のとおりとする。
 - 1 保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
 - 2 連絡なく生徒が欠席した場合には、家庭に連絡し、欠席の事実とその理由等を確認する。
- (4) 当日に遅刻する場合の手続きは、以下のとおりとする。
 - 1 保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の遅刻を登録する。
 - 2 生徒は学校に登校したら、職員室で遅刻届を受け取り、授業担当者に提出し、サインをもらう。授業担当者は生徒の入室時刻を記録し、遅刻届を速やかにHR担任に渡す。
 - 3 遅刻届の書式は、別紙3のとおりとする。
- (5) 当日に早退する場合の手続きは、以下のとおりとする。
 - 1 体調不良での早退の場合、学年教員または養護教諭から保護者に連絡し、連絡が取れたら早退させる。保護者と連絡が取れない場合には早退させない。
 - 2 体調不良・怪我等で学校から病院に搬送する場合は、生徒を保護者に病院で引き渡す。引き渡しが行えない場合には、学校に連れ帰り、保護者に迎えに来てもらう。

- 3 家庭や本人の都合による早退の場合、保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
 - 4 早退をした場合、家に着いたら学校に連絡する。
- (6) 出席停止の場合の手続きは、以下のとおりとする。
- 1 欠席・早退等の手続きを行い、出席停止に該当する感染症等が明らかになった段階で、保護者から学校に連絡し、出席停止期間を確認する。
 - 2 出席停止の期日が過ぎて登校する際には、保護者が治癒報告書を記入し、生徒が登校した日に保健室に提出する。
 - 3 治癒報告書の書式は、別紙4のとおりとする。
- (7) 忌引の場合の手続きは、以下のとおりとする。
- 1 前日までに、忌引きが分かっている場合は、以下のいずれかの手続きを行う。
 - (ア) 保護者がメール連絡網を利用して連絡する。
 - (イ) 生徒・保護者が忌引届に必要事項を記入し、担任に提出する。
 - 2 当日に忌引となる場合は、保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
 - 3 忌引届の書式は、別紙5のとおりとする。

第3条 この規程に示されていないことは、さいたま市立中学校・高等学校の出欠の扱いについての規程に準じた扱いとなるよう、協議の上で追加・変更・削除を行う。

第4条 出欠の記録及び出席簿の記入は、別に定める出欠の記録についての規程に従う。

附則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

生徒の懲戒処分に関する規程（後期課程生）

（趣旨）

第1条 この規程は、さいたま市立大宮国際中等教育学校学則（以下「学則」という。）第33条第2項に定める懲戒処分（以下「処分」という。）の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

（謹慎）

第2条 謹慎は、家庭謹慎又は登校謹慎とし、その期間は、いずれも休業日を通算して2週間を超えない範囲とする。

（停学）

第3条 停学は、1月を超えない範囲の期間において登校を停止する。

（退学）

第4条 退学は、学則第33条第4項各号の一に該当する場合の外に、行うことができない。

（処分の基準）

第5条 処分の基準は次のとおりとする。

1 次に掲げる各号の一に該当する非行等があった者の処分は戒告以上とする。

- （1）教職員に対する暴言等
- （2）正当な理由のない煙草、酒類等の所持
- （3）不健全な文書、その他の不健全な物品等の所持
- （4）賭博行為
- （5）風俗営業等法令で禁じられている場所への出入り
- （6）総括的評価に関する不正行為
- （7）情状が重いと認められるその他の校則違反

2 次に掲げる各号の一に該当する非行等があった者の処分は謹慎以上とする。

- （1）学校の秩序を乱す集団的な行為
- （2）暴力行為、障害
- （3）万引、窃盗、恐喝
- （4）凶器の所持
- （5）喫煙、飲酒
- （6）シンナー等薬物の乱用
- （7）故意による器物の破損
- （8）校内（インターネット上で学校の名前を使う場合も含む）で個人的に金銭を募る行為

3 教職員に対し暴行、脅迫があった者の処分は停学以上とする。

4 非行等の予備・未遂の場合、前各項の規定を準用して処分を行うことができる。

(期間の軽減)

第6条 謹慎又は停学の処分を受けた者が、改悛の情が顕著であると認められた場合は、その期間を軽減することができる。

(処分の決定)

第7条 処分は、原則として生徒指導部が原案を作成し、職員会議の議を経て校長がこれを決定する。

第8条 処分は、保護者を召喚し、関係教職員が立会って、校長が本人に言い渡すものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市立大宮国際中等教育学校 生徒会規約

前文

<日本語版>

さいたま市立大宮国際中等教育学校（MOIS）の生徒は、校訓でもある「Grit・Growth・Global」のマインドセットをもち、自分たちと未来の生徒のために行動することによって、自由・多様性・自主性が尊重される環境を作ります。

そのために、生徒は10の学習者像を意識し、行動します。自分だけでなく周りの生徒のことも考え、人を傷つけるようなことやいじめはしません。また、自分の学校だけにとらわれず、社会にも目を向け、地域や社会のためになる活動も積極的にを行います。

生徒会の各機関は、それぞれが自分の責務を全うします。この学校をよりよくしていくために、様々な活動を企画し、実行に移していきます。それぞれの機関が連携を図って活動を行い、この学校の為にそれぞれの機関内にとらわれず、積極的な連携を図ります。

さいたま市立大宮国際中等教育学校生徒会は、生徒会を構成する一人一人が自分の行動に責任を持ち、この学校をさらなる高みに押し上げることを目指して、前に進み続けることを誓います。

<English ver.>

We, the students of Saitama Municipal Omiya International Secondary School (MOIS) will create a good school where freedom, diversity, and independence are respected by acting for ourselves and future students while using the Grit, Growth, Global mindsets that are the school's motto.

To achieve this, students will be aware of and act based on the MOIS learner profile. We will think not only about ourselves but also about the students around us. We will not do anything to hurt or bully others. We will focus not only on our school, but also on society. We will actively engage in activities that benefit the local community and society.

Each organization that makes up the student council will fulfill its own responsibilities. They will plan and carry out various activities to improve the school. Also, each of the organizations will work in cooperation with each other, and we will actively cooperate with each other for the sake of this school, not just within each organization.

We, the student council of MOIS, pledge that each and every one of us will take responsibility for our own actions and continue to move forward to achieve even greater heights for this school.

第1章 総則

第1条（名称と構成）

本会はさいたま市立大宮国際中等教育学校生徒会と称し、本校生徒をもって構成する。

第2条（役割）

生徒会は現在および過去と未来の全生徒を代表し、教員等、学校に関わる人の助言や指導を得て、学校の自治に関する生徒の決定権を行使する。

第3条（機関）

本会には以下の機関を設ける。

1. 生徒総会
2. 中央委員議会
3. 生徒会長
4. 生徒会執行部
5. SA 管理委員会
6. Core SA Team
7. Advance SA Team
8. Special SA Team
9. HR 委員会
10. 監査委員会
11. 選挙管理委員会
12. SA Mission

第2章 生徒総会

第1条（最高議決機関）

生徒総会は、本会の最高議決機関であって、全生徒をもって構成し、以下の事項を行う。

1. 学校憲章の改正・追加・廃止の審議
2. 校則の改正・追加・廃止の審議
3. 生徒会規約の改正・追加・廃止の審議
4. 各種規則・細則等の改正・追加・廃止の報告・承認

第2条（招集）

生徒総会の招集は、以下の通り行う。

1. 定例総会：年1回
2. 臨時総会
 - I. 生徒会長が必要と認めたとき
 - II. 中央委員議会が全議員の過半数の賛成によって必要と認めたとき
 - III. 全生徒の3分の1以上の署名による要求があったとき
 - IV. 職員会議での要求があったとき

第3条（生徒総会の運営）

生徒総会には、以下の役職を置く。それぞれの役職は生徒会長および役員を除く、中央委員より選出される。

1. 議長 1名
2. 副議長 1名
3. 書記 1名

第4条（招集の公示）

生徒総会の招集は、日時・場所・議題を明記した上、生徒会長の名によって、招集の7日前までに文書で公示する。

第5条（定足数）

生徒総会は全生徒の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、出席数が全生徒の5分の4未満の場合、その生徒総会での決定は暫定のものとし、次回の生徒総会での再度の議決を必要とする。

第3章 中央委員議会

第1条（議決機関）

中央委員議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であって、以下の事項を行う。

1. 学校憲章、校則、生徒会規約、各種規則の改正・追加・廃止の発議
2. 予算の審議
3. 決算の承認
4. 生徒会行事の企画・実施要領の承認または審議
5. その他生徒全体に関わる事項

第2条（構成）

中央委員議会は、以下の中央委員によって構成される。

1. 生徒会長・副会長
2. SA 管理委員長
3. Core SA Team リーダー
4. 学年委員長／副委員長
5. 監査委員長

第3条（代理生徒の出席）

中央委員議会に出席できない場合には、代理生徒が出席する。代理生徒は、生徒会長・副会長の場合は生徒会役員、SA 管理委員長の場合は SA 管理副委員長、Core SA Team リーダーの場合は、Core SA Team サブリーダー、学年委員長／副委員長の場合は同学年の HR 委員、監査委員長の場合は、監査副委員長とする。

第4条（議長および副議長）

中央委員議会には、議長1名および副議長1名を置く。議長は、2～6年の中央委員の中から、副議長は、中央委員の中からそれぞれ互選によって選出される。生徒会長および副会長は、議長および副議長になることはできない。

第5条（任期）

中央委員の任期は3月までの1年とする。

第6条（招集）

中央委員議会の招集は、以下の通り行い、必要に応じて代表等の出席を求めることができる。

1. 定例委員会：月1回（ただし8月を除く）
2. 臨時委員会：
 - I. 生徒会長が必要と認めたとき
 - II. 中央委員の総数の3分の1以上の要求があったとき
 - III. 教職員からの要求があったとき

第7条（招集の公示）

中央委員議会の招集は、日時・場所・議題を明記した上、中央委員議会議長の名によって、招集の3日前までに文書で公示する。ただし、初回と臨時の場合はその限りではない。

第8条（定足数）

中央委員議会は全委員の3分の2以上の出席によって成立する。

第9条（代理委員）

留学等の諸事情により、長期間にわたって中央委員議会への出席が困難になった場合には申請を経て代理委員を立てることができる。代理委員が代理を務める期間は申請書にある期間とする。決定方法については、従来を選出方法を用いる。

第4章 生徒会長および生徒会執行部

第1条（執行機関）

生徒会長は、さいたま市立大宮国際中等教育学校全生徒および生徒会を代表し、生徒総会および中央委員議会での決定に基づいて、教員の指導・助言のもと、以下の事項を行う。

1. 学校憲章・校則・生徒会規約の改正・追加・廃止の原案作成および生徒総会への提案
2. 各種規則の改正・追加・廃止の専門委員会への提案
3. 生徒会行事の企画および実施要領案の作成と中央委員議会への提案
4. 生徒会行事の運営
5. その他生徒会全体に関わる活動

第2条（構成）

生徒会執行部は、以下の役員から構成し、生徒会長とともに第1条に定められた事項を行う。ただし、学年は翌4月時とする。

1. 副会長 前期課程、後期課程 各1名
2. 役員 前期課程、後期課程 各4名

第3条（役職と役割）

生徒会役員は、第1条、2条に定められた事項のほか、役職に応じて、以下の役割を持つ。

1. 後期課程より選出された副会長は、会長の職務を補佐するとともに、会長が欠けた場合にその職務を代行する。
2. 前期課程より選出された副会長は、会長の職務を補佐するとともに、生徒会における前期生徒の代表となる。
3. 役員は、生徒会活動に関する記録、通信等を行い、それを保管する。生徒会の会計事務を行うとともに、決算報告書・予算案作成の中心となる。

第4条（選出と改選）

生徒会長および生徒会役員を選出および改選は、全生徒を選挙権者とする選挙によって選出され、校長によって任命される。詳細は別に定める生徒会選挙規約による。

第5条（任期）

生徒会長および生徒会役員は任期は3月までの1年とする。

第6条（兼務）

生徒会長および生徒会役員は、SA 管理委員、Special SA Team、HR 委員、監査委員、選挙管理委員、と兼務することはできない。

第7条（執行部会）

生徒会執行部会は、1か月に1回以上の頻度で開催される。出席者は生徒会長および生徒会役員とし、必要に応じて Core SA Team リーダー、Club Activity 代表者等の出席を求めることができる。

第8条 (Special SA Team の設置)

生徒会長は、生徒会行事等の生徒全体に関わる事項の運営・事務のために、生徒会執行部の下に Special SA Team を設置することができる。

第5章 SA 管理委員会

第1条（調整・統括機関）

SA 管理委員会は、SA に係る様々な活動、情報等を統括することを目的として、以下の事項を行う。

1. Advance SA Team の新設許可
2. SA Team の活動計画書および報告書の管理と調整
3. SA Mission の許可および管理
4. 各 HR への SA に係る連絡の実施

第2条（構成）

SA 管理委員会は、各 HR から1名ずつ選出された SA 管理委員によって構成される。

第3条（会議）

SA 管理委員会は全学年 SA 管理委員による会議とし、原則として毎月1回以上実施される。

第4条（役職）

SA 管理委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は2年～6年生から1名を、副委員長は前期課程、後期課程からそれぞれ1名ずつを、委員の互選によって選出する。

第5条（任期）

SA 管理委員会の任期は3月までの1年とする。

第6条（兼務）

SA 管理委員は、生徒会長および生徒会役員、HR 委員、監査委員、選挙管理委員と兼務することはできない。

第7条（代理委員）

留学等の諸事情により、長期間にわたって委員会活動を続行することが困難になった場合には申請を経て代理委員を立てることができる。代理委員に関しては代理前の生徒と同じ学級から選出する。また、必要に応じて委員会内で委員長・副委員長の代理を立てることができる。代理委員が代理を務める期間は申請書にある期間とする。決定方法については、従来を選出方法を用いる。

第6章 Core SA Team

第1条（専門機関）

Core SA Team は、生徒総会および中央委員議会での決定に基づいて、それぞれの担当分野について、本規約に定められた事項を行う。

第2条（種類）

大宮国際中等教育学校には、以下の Core SA Team を置く。

1. SA Team 備品管理
2. SA Team 保健
3. SA Team 美化
4. SA Team 放送局
5. SA Team 広報
6. SA Team MOIS Life
7. SA Team 図書
8. SA Team 給食

第3条（構成）

各 Core SA Team は、4月に行われる希望調査から厳正に抽選を行い、選出された Core SA Member によって構成される。選出人数は、各 Core SA Team で決定する。

第4条（役職）

各 Core SA Team には、リーダー1名とサブリーダー2名を置く。リーダーは2年～6年生から1名を、サブリーダーは1～6年生から2名を、SA Member の互選によって選出する。書記等は必要に応じて置くことができる。

第5条（任期）

各 Core SA Member の任期は3月までの1年とする。

第6条（兼務）

各 Core SA Member と、その他団体は、兼務することができる。また、Core SA Member 同士の兼務についても認める。

第7条（SA Team 備品管理）

(1) SA Team 備品管理は、校内の備品の管理のため、以下の事項を行う。

1. 清掃用具、プリンター、石鹸等の備品の管理
2. それらの備品の利用マナー呼びかけ
3. その他備品管理に係る活動および中央委員議会への提案

(2) SA Team 備品管理の定員は30名程度とする。

第8条 (SA Team 保健)

- (1) SA Team 保健は、生徒の健康の増進のため、以下の事項を行う。
 1. 身体測定、検診の補助
 2. 生徒の健康の増進のための広報活動
 3. その他保健に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 保健の定員は30名程度とする。

第9条 (SA Team 美化)

- (1) SA Team 美化は、校内の美化、環境保全のため、以下の事項を行う。
 1. 学校説明会や校内イベント前の校内清掃
 2. グラウンドとその周辺の美化活動
 3. 学校周辺の美化活動
 4. その他美化に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 美化の定員は30名程度とする。

第10条 (SA Team 放送局)

- (1) SA Team 放送局は、校内の放送活動のため、以下の事項を行う。
 1. 掃除中、給食中の放送の企画と実施
 2. 校内イベントでの放送の企画と実施
 3. プロジェクターによる宣伝の管理
 4. その他放送に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 放送局の定員は30名程度とする。

第11条 (SA Team 広報)

- (1) SA Team 広報は、学校に関する校内外への宣伝活動のため、以下の事項を行う。
 1. 校内新聞等を通じた、校内への学校活動紹介
 2. 学校公式 SNS 等を通じた、校外への学校活動紹介
 3. その他学校宣伝に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 広報の定員は30名程度とする。

第12条 (SA Team MOIS Life)

- (1) SA Team MOIS Life は、生徒の学校生活の向上のため、以下の事項を行う。
 1. 校則や規則の精査および細則の議論
 2. 学校全体として課題になっているルール・マナーの啓発
 3. その他学校生活に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team MOIS Life の定員は30名程度とする。

第13条 (SA Team 図書)

- (1) SA Team 図書は、学校図書館と本の管理のため、以下の事項を行う。
 1. 督促状の配布
 2. 本の貸し出し、返却作業の実施
 3. 図書だよりの作成
 3. その他図書に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 図書の定員は30名程度とする。

第14条 (SA Team 給食)

- (1) SA Team 給食は、生徒が給食の時間を有意義に過ごせるよう、以下の事項を行う。
 1. 給食活動の現場での指揮
 2. 給食に関する規則の実施およびそのための細則の制定
 3. その他給食に係る活動および中央委員議会への提案
- (2) SA Team 給食の定員は30名程度とする。

第15条 (追加 Member 募集)

留学等の諸事情や、活動内容の増加により新たに人手が必要となった場合には SA 管理委員会への申請を経て Member 募集を行うことができる。また、必要に応じて SA Team 内でリーダー・サブリーダーの代理を立てることができる。追加 Member の務める期間は他 Member と同様とする。決定方法については、従来の選出方法を用いる。

第7章 Advance SA Team

第1条（向上機関）

Advance SA Team は、本校に係るあらゆる物事を改善、向上する活動を行う。

第2条（立ち上げ）

Advance SA Team は、本校生徒および教職員が、必要に応じて随時立ち上げることができる。立ち上げる場合は、Advance SA Team 立ち上げ申請書を SA 管理委員会へ提出する。

第3条（構成）

各 Advance SA Team は、希望調査から厳正に抽選を行い、選出された Advance SA Member によって構成される。選出人数は、各 Advance SA Team で決定する。

第4条（役職）

各 Advance SA Team には、リーダー1名とサブリーダー1～2名を置く。リーダー、サブリーダーは、SA Member の互選によって選出する。書記等は必要に応じて置くことができる。

第5条（任期）

各 Advance SA Member の任期は、Advance SA 立ち上げ申請書の通りとする。変更する場合は、SA 管理委員会へその旨を連絡する。また、年度をまたぐ場合は新年度に再度申請書を提出する。

第6条（兼務）

各 Advance SA Member と、その他団体は、兼務することができる。また、Advance SA Member 同士の兼務についても認める。

第7条（追加 Member 募集）

留学等の諸事情や、活動内容の増加により新たに人手が必要となった場合には SA 管理委員会への申請を経て Member 募集を行うことができる。また、必要に応じて SA Team 内でリーダー・サブリーダーの代理を立てることができる。追加 Member の務める期間は他 Member と同様とする。決定方法については、従来 of 選出方法を用いる。

第8章 Special SA Team

第1条（特別機関）

Special SA Team は、生徒会行事等の生徒全体に関わる事項の運営・事務のために、生徒会執行部の下に設置される。Special SA Team は、それぞれの担当分野について、本規約に定められた事項を行う。

第2条（種類）

大宮国際中等教育学校には、以下の Special SA Team を設置する。

1. SA Team 体育祭運営
2. SA Team 大宮国祭運営

第3条（詳細）

活動期間、活動内容、委員会所属人数など、Special SA Team に関するの詳細は、全て、生徒会長および生徒会執行部が決定する。

第4条（追加 Member 募集）

留学等の諸事情や、活動内容の増加により新たに人手が必要となった場合には SA 管理委員会への申請を経て Member 募集を行うことができる。また、必要に応じて SA 内でリーダー・サブリーダーの代理を立てることができる。追加 Member の務める期間は他 Member と同様とする。決定方法については、従来 of 選出方法を用いる。

第5条（兼務）

各 Special SA Member と、その他団体は、兼務することができる。また、Special SA Member 同士の兼務についても認める。

第6条（SA Team 体育祭運営）

（1）活動内容

SA Team 体育祭運営は、生徒の体育的活動の充実ため、以下の事項を行う。

1. 体育祭の準備、企画、運営
2. その他体育祭に係る活動および中央委員議会への提案

第7条（SA Team 大宮国祭運営）

（1）活動内容

SA Team 大宮国祭運営は、充実した大宮国祭の開催と運営およびそれらの準備のため、以下の事項を行う。

1. 大宮国祭当日の運営、開催
2. 各 HR の企画の審査
3. 大宮国祭当日のスケジュール管理
4. 大宮国祭に関わる広報
5. 大宮国祭で使用する機材や物品および予算の管理
6. その他、大宮国祭に関わる活動

第9章 HR委員会

第1条（学年の自治機関）

HR委員会は、各学年生徒の学校生活の充実のため、以下の事項を行う。

1. 各学年の規律の制定
2. 学校・学年行事の企画・運営および細則の制定
3. 全校・各HRのリーダーとして、HR活動の統率をとる
4. その他HR・学年に係る活動

第2条（構成）

HR委員会は、各HRから男女1名ずつ選出されるHR委員によって構成される。

第3条（会議）

HR委員会の会議は、学年HR委員会、学年代表会、全体HR委員会とする。

1. 学年HR委員会は該当学年のHR委員による会議とし、原則として毎月1回以上実施される。必要に応じて、複数の学年のHR委員が参加する複合学年HR委員会を開催することができる。
2. 学年代表会は、全学年委員長と副委員長による会議とし、原則として3か月に1回以上実施される。
3. 全体HR委員会は、全学年のHR委員による会議とし、必要に応じて開催することができる。

第4条（役職）

HR委員会では、各学年で委員長1名と副委員長1名を、委員の互選によって選出する。

第5条（任期）

HR委員の任期は3月までの1年とする。

第6条（兼務）

HR委員は、生徒会長および生徒会役員、SA管理委員、監査委員、選挙管理委員と兼務することはできない。

第7条（代理委員）

留学等の諸事情により、長期間にわたって委員会活動を続行することが困難になった場合には申請を経て代理委員を立てることができる。代理委員に関しては代理前の生徒と同じ学級から選出する。また、必要に応じて委員会内で委員長・副委員長の代理を立てることができる。代理委員が代理を務める期間は申請書にある期間とする。決定方法については、従来の選出方法を用いる。

第10章 監査委員会

第1条（監査機関）

監査委員会は、生徒会活動の監視、透明化を目的として、以下の事項を行う。

1. 予算執行の監査
2. 生徒会執行部および中央委員議会の監査
3. 委員会・CA等の活動計画書・報告書の内容確認、整理

第2条（構成）

監査委員会は、2年～6年生からそれぞれ1～3名ずつを選出する。

第3条（選出と改選）

監査委員の選出および改選は、各学年生徒を選挙権者とする選挙によって選出される。詳細は別に定める生徒会選挙規約による。

第4条（役職）

監査委員会では、委員長1名と副委員長1名を、委員の互選によって選出する。

第5条（任期）

監査委員会の任期は3月までの1年とする。

第6条（兼務）

監査委員は、生徒会長および生徒会役員、SA管理委員、HR委員、選挙管理委員と兼務することはできない。

第7条（代理委員）

留学等の諸事情により、長期間にわたって委員会活動を続行することが困難になった場合には申請を経て代理委員を立てることができる。また、必要に応じて委員会内で委員長・副委員長の代理を立てることができる。代理委員が代理を務める期間は申請書にある期間とする。決定方法については、従来の選出方法を用いる。

第11章 選挙管理委員会

第1条（選挙の公正な運営）

選挙管理委員会は、本校生徒会に関するすべての選挙が公正に行われるよう、以下の事項を行う。

1. 生徒会選挙に関わる規約の執行およびそのための細則の制定
2. 生徒会選挙に関わる規約の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
3. 生徒会長および生徒会役員選挙に関わる事務
4. 立会演説会等、生徒会選挙に関わる行事の企画運営
5. その他生徒会選挙に関わる活動

第2条（構成）

選挙管理委員会は、各 HR から1名ずつ選出された選挙管理委員によって構成される。

第3条（選挙管理委員が生徒会選挙に立候補した場合）

選挙管理委員は、その立場を保持したまま、生徒会選挙に立候補することはできない。選挙管理委員が生徒会選挙に立候補した場合、その選挙管理委員の所属する HR は、新たな選挙管理委員を選ばなければならない。

第4条（役職）

選挙管理委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は2年～6年生から1名を選出し、副委員長は前期課程、後期課程からそれぞれ1名ずつを、委員の互選によって選出する。書記等は必要に応じて置くことができる。

第5条（任期）

選挙管理委員の任期は原則3月までの半年とし、毎年 Semester 2 に選出する。

第6条（兼務）

選挙管理委員は、生徒会長および生徒会役員、SA 管理委員、HR 委員、監査委員と兼務することはできない。

第7条（代理委員）

留学等の諸事情により、長期間にわたって委員会活動を続行することが困難になった場合には申請を経て代理委員を立てることができる。代理委員に関しては代理前の生徒と同じ学級から選出する。また、必要に応じて委員会内で委員長・副委員長の代理を立てることができる。代理委員が代理を務める期間は申請書にある期間とする。決定方法については、従来の選出方法を用いる。

第12章 SA Mission

第1条（補助メンバー）

SA Mission は、あらゆる団体、個人の活動を補助することを目的として発出、実行される。

第2条（発出元）

SA Mission は、本校に帰属するすべての個人、団体から発出することができる。

第3条（発出方法）

SA Mission を発出したい場合、SA Mission 申請書を SA 管理委員会へ提出する。

第4条（参加方法）

SA Mission に参加する場合、募集のフォームより申し込みを行う。その後、募集フォームから厳正に抽選を行い、選出された生徒が参加することができる。

第5条（参加上限）

参加できる SA Mission の数に上限は設けない。

第13章 発効および改正

第1条（改正）

本規約の改正・追加・廃止を行う場合には、生徒総会またはその後に行われる投票において、参加生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議での合意を得ることとする。

第2条（効力の発揮）

本規約は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。本規約の改正・追加が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

附則

第10章について

監査委員会の設置は2024年度からとする。

2024年 3月25日

(学校代表) 校長
(生徒代表) 生徒会長

関田 晃
神 龍之介

さいたま市立大宮国際中等教育学校 生徒会選挙規約

1章 目的と範囲

第1条（本規約の目的）

本規約は、さいたま市立大宮国際中等教育学校憲章の精神に則り、生徒会長、生徒会役員ならびに HR 委員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明した意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって生徒の自治の健全な発達を期することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規約は、生徒会長、生徒会役員ならびに HR 委員の選挙について、適用する。

2章 生徒会長および生徒会役員選挙

第1条（定数）

それぞれの役職の定数は、以下のとおりとする。

1. 生徒会長は1名とする。
2. 生徒会副会長は2名とし、そのうち1名は後期課程に所属する生徒（4年生以上）、他の1名は前期課程に所属する生徒（3年生以下）とする。
3. 生徒会役員は8名とし、そのうち4名は後期課程に所属する生徒、他の4名は前期課程に所属する生徒とする。

第2条（実施する選挙の種類）

生徒会長および生徒会役員選挙において実施される選挙は、以下のとおりとする。

1. 生徒会長選挙
2. 前期課程生徒会副会長選挙
3. 後期課程生徒会副会長選挙
4. 前期課程生徒会役員選挙
5. 後期課程生徒会役員選挙

第3条（選挙の単位）

生徒会長および生徒会役員選挙については、全校を単位として、選挙する。

第4条（選挙権）

すべての生徒は、生徒会長および生徒会役員選挙の選挙権を有する。

第5条（被選挙権）

すべての生徒は、以下の区分に従い、それぞれの役職の被選挙権を有する。

1. 生徒会長については立候補時に1年から4年のすべての生徒
2. 前期課程生徒会副会長、同役員については立候補時に1年または2年の生徒
3. 後期課程生徒会副会長、同役員については立候補時に3年または4年の生徒

第6条（選挙期日）

生徒会長および生徒会役員選挙は、それぞれの役職の任期が終わる日の前30日以内に行う。生徒会長および生徒会役員の各選挙は、原則として同日に行う。

第7条（公示）

生徒会長および生徒会役員選挙の期日は、選挙の少なくとも14日以前に公示しなければならない。公示は選挙管理委員長名での文書の掲示による。

第8条（立候補予定者説明会）

生徒会長および生徒会役員選挙に立候補しようとする者は、立候補予定者説明会に参加しなければならない。欠席等によって参加できない場合には、選挙管理委員会に申し出て、説明・指示等を受けなければならない。立候補予定者説明会において、選挙管理委員会は以下の事項を行う。

1. 選挙運動についての説明
2. 選挙運動に関わる書式の配付
3. その他選挙活動に必要な事項

第9条（立候補）

生徒会長および生徒会役員選挙に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公示から3日以内に、以下の書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。各書類の書式は、公示の日までに選挙管理委員会によって配付される。提出書類に不備があった場合、選挙管理委員会は期日を示して候補者に修正・再提出を求める。

1. 立候補届
2. 選挙公報原稿
3. 推薦人名簿

第10条（推薦人）

生徒会長および生徒会役員選挙に立候補しようとする者は、自分以外の本校生徒から6名の推薦人を必要とする。推薦人は推薦人名簿に登載され、公開される。以下の者は、推薦人となることはできない。

1. 選挙管理委員
2. 現職の生徒会長および生徒会役員
3. 同一の選挙において他の候補者の推薦人となっている者
4. 同一の選挙において立候補している者
5. 同一の選挙において立候補している者に推薦されている者

第 1 1 条（立候補期間の延長）

選挙管理委員会は、休日や学校行事等によって立候補期間の確保が難しい場合には、生徒会長および生徒会役員選挙の立候補期間を延長することができる。

第 1 2 条（選挙運動の期間および時間）

生徒会長および生徒会役員選挙のための選挙運動は、立候補翌日から、原則として投票日前日まで行うことができる。

第 1 3 条（選挙運動）

立候補者が行う選挙運動は、以下のとおりとする。

1. 立候補者は、以下の選挙運動を行わなければならない。
 - ア. 選挙管理委員会が作成する選挙公報の原稿作成
 - イ. テレビ討論会への参加
 - ウ. 立会演説会への参加
2. 立候補者は、以下の選挙運動を行うことができる。
 - ア. 選挙管理委員会に許可を受けたポスターの掲示
 - イ. 許可された時間・場所での演説

第 1 4 条（選挙運動の制限）

選挙活動期間中の選挙運動において、以下の方法をとることは禁止される。

1. 他の候補者に対する誹謗・中傷
2. 立候補者および有権者によるビラの作成、配布
3. 選挙管理委員会の許可を受けないポスター等の掲示物の掲示
4. 本校の生徒以外による応援演説等のあらゆる選挙協力
5. 投票や応援に対する金銭その他の報酬または謝礼を与えること
6. 選挙管理委員会の許可を得たもの以外のインターネット上での選挙活動
7. 許可された場以外での演説行為
8. その他、第 1 3 条で定められた選挙運動以外の活動

第 1 5 条（テレビ討論会）

選挙管理委員会は、投票日以前にテレビ討論会を開催し、放映する。生徒会長および生徒会役員選挙の立候補者はテレビ討論会に参加しなければならない。テレビ討論会においては、立候補者の意見表明および意見交換を行うことができる。テレビ討論会の詳細は、選挙管理委員会が定める。

第 1 6 条（立会演説会）

選挙管理委員会は、投票日以前に立会演説会を開催する。生徒会長および生徒会役員選挙の立候補者は立会演説会に参加しなければならない。立会演説会においては、立候補者の演説および推薦人の応援演説を行うことができる。立会演説会の詳細は、選挙管理委員会が定める。

第17条（投票）

生徒は指定された投票所で投票する。投票所および投票時間は、投票日以前に選挙管理委員会が決定し、各HRの選挙管理委員を通じて通知される。

第18条（投票所）

投票所の管理は選挙管理委員が行い、同時に選挙の立会人となる。

第19条（不在者投票）

欠席等によって、投票日に投票を行えない場合には、不在者投票を行うことができる。不在者投票の期日・会場等の設定は、選挙管理委員会で協議し、決定のうえ、投票日以前に通知する。

第20条（投票の方法）

有権者は、以下の場合に応じて投票を行う。

1. 役職に対して、その定数を超える候補者がいる場合、有権者は支持する候補者を役職の定数以下の人数で選び、投票する。
2. 役職に対して、その定数と同数または下回る候補者がいる場合、投票は信任投票となり、有権者は候補者に対する信任または不信任を示し、投票する。
3. 役職に対して候補者がいない場合、その役職に関する投票は、実施しない。

第21条（当選者の決定）

当選者の決定は、以下の方法による。

1. 役職に対して、その定数を超える候補者がいる場合、得票数の多い者から順に定数を当選者とする。
2. 信任投票となった場合、候補者が過半数の信任を得た場合に当選者とする。

第22条（開票および結果の公示）

開票は、投票終了後に、担当教員の指導・助言のもとで選挙管理委員会が行う。当選者および全体の投票率をすみやかに公示する。立候補者個人の得票数および得票率は公開しない。

第23条（異議申し立て）

選挙結果に対して異議のある生徒は、以下の書類を選挙管理委員会に提出することで異議を申し立てることができる。選挙管理委員会は、申し立てのあった異議に係る事項についての調査を行い、その結果を公開する。

1. 選挙結果に対する異議申立書
2. 異議申し立てへの賛同者名簿

第24条（異議申し立てへの賛同）

選挙結果に対する異議申し立てには、当該の選挙の有権者10名以上の賛同と署名を必要とする。

第25条（選挙結果の取り消し）

異議申し立て等によって、選挙の不備または不正が発覚した場合、該当の選挙の結果を無効として、再度投票を行う。投票日・投票所等は、選挙管理委員会で協議、決定する。

第26条（不正行為に対する処分）

立候補者または推薦者が、本規約に定める禁止事項をおこなった場合、その候補者の立候補は無効とする。投票終了後に当選者の不正が発覚した場合は、該当の投票の結果を無効として、再度投票を行う。投票日・投票所等は、選挙管理委員会で協議、決定する。

第27条

支援者が、本規約に定める禁止事項をおこなった場合、選挙管理委員会が調査を行い、結果を公表する。状況に応じて、第26条と同様の処分を行う。

第28条（定数に満たない役職の任命）

投票の結果、役職ごとの当選者数が定数に満たなかった場合、以下の方法でそれぞれの役職を選出する。

1. 生徒会長の当選者がいない場合、再選挙を行う。再選挙の選挙権、被選挙権は通常選挙に準じる。新たな生徒会長が選出されるまでは、選出された副会長が、生徒会長の職務を代行する。生徒会長および副会長がともに選出されない場合は、生徒会長選挙の被選挙権を持つものの中から、中央委員議会が臨時生徒会長を指名する。
2. 生徒会役員の当選者がいない場合、生徒会長に当選した者が、それぞれの役職の被選挙権を持つものの中から、当該の役職に就く者を指名する。
3. 生徒会役員の当選者が定数に満たない場合、その役職は欠員とする。

第29条（任命）

生徒会長、生徒会役員の各選挙の当選者は、校長によって、それぞれの役職に任命される。

3章 HR 委員選挙

第1条（定数）

HR 委員は、各 HR より男女1名ずつを選出する。

第2条（選挙の単位）

HR 委員については、各 HR を単位として、選挙する。

第3条（選挙権）

すべての生徒は、自らが所属する HR の HR 委員選挙の選挙権を有する。

第4条（被選挙権）

すべての生徒は、自らが所属する HR の HR 委員選挙の被選挙権を持つ。ただし、現職の生徒会長および生徒会役員、臨時生徒会長は HR 委員選挙の被選挙権を持たない。

第5条（選挙期日）

HR 委員選挙は、Semester1、Semester2 のそれぞれの開始後、速やかに実施する。

第6条（立候補）

HR 委員選挙に立候補しようとする者は、選挙の前に自ら申し出なければならない。

第7条（選挙演説）

HR 委員選挙の候補者は、自らの所属する HR の生徒に対して選挙の前に選挙演説を行わなければならない。選挙演説以外は、いかなる選挙運動も行ってはならない。

第8条（選挙演説の制限）

第7条に定められた選挙演説において、以下の言動をとることは禁止される。

1. 他の候補者に対する誹謗・中傷
2. 投票や応援に対する金銭その他の報酬または謝礼に言及すること
3. その他、学校の諸規則に反する言動

第9条（投票・開票）

投票は、HR 担任等の教員の提案をもとに、各 HR で定める方法によって行う。

第10条（不在者投票）

HR 委員選挙においては、原則として不在者投票は行わない。ただし、選挙の投票時間中に、HR 担任等の教員からの電話等の手段によって欠席等の生徒の意思が確認できる場合は、不在者投票を行ってもよい。

第 1 1 条 (投票の方法)

有権者は、以下の場合に応じて投票を行う。

1. 複数の候補者がいる場合、有権者は支持する候補者を 1 名選び、投票する。
2. 候補者が 1 名の場合、投票は信任投票となり、有権者は候補者に対する信任または不信任を示し、投票する。
3. 候補者がいない場合、投票は延期する。

第 1 2 条 (当選者の決定)

当選者の決定は、以下の方法による。

1. 複数の候補者がいる場合、得票数の最も多い者を当選者とする。
2. 信任投票となった場合、候補者が過半数の信任を得た場合に当選者とする。

第 1 3 条 (開票および結果の公示)

開票は、HR 担任等の教員が行う。当選者を速やかに公示する。候補者個人の得票数および得票率は原則として公開しない。

第 1 4 条 (HR 選出中央委員の選出)

選出された HR 委員より、HR 選出中央委員 1 名を選出する。選出の方法は、各 HR が決定する。HR 選出中央委員が学年委員長となった場合、その所属する HR では、学年委員長ではない HR 委員が HR 選出中央委員となる。

第 1 5 条 (異議申し立て)

選挙結果に対して異議や質問のある生徒は、HR 担任等の教員に異議を申し立てることや質問をすることができる。HR 担任等の教員は、申し立てのあった異議や質問に関する事項についての調査を行い、生徒に回答する。また、必要に応じて調査の結果を公開する。

第 1 6 条 (選挙結果の取り消し)

異議申し立て等によって、選挙の不備または不正が発覚した場合、該当の選挙の結果を無効として、再度投票を行う。投票日等は、各 HR で協議、決定する。

第 1 7 条 (不正行為に対する処分)

立候補者が、本規約に定める禁止事項をおこなった場合、その候補者の立候補は無効とする。投票終了後に当選者の不正が発覚した場合は、該当の投票の結果を無効として、再度投票を行う。投票日等は、各 HR で協議、決定する。

第 1 8 条 (定数に満たない役職の任命)

投票の結果、HR 委員がいない場合、該当の HR で再度選挙を行って HR 委員を選出する。

第 1 9 条 (任命)

HR 委員選挙の当選者は、各学年主任によって、HR 委員に任命される。

4章 監査委員選挙

第1条（定数）

監査委員は、2～6年生よりそれぞれ1～3名ずつを選出する。

第2条（選挙の単位）

監査委員については、各学年を単位として、選挙する。

第3条（選挙権）

2～6年生の生徒は、自らが所属する学年の監査委員選挙の選挙権を有する。

第4条（被選挙権）

2～6年生の生徒は、自らが所属する学年の監査委員選挙の被選挙権を持つ。ただし、現職の生徒会長および生徒会役員、臨時生徒会長は監査委員選挙の被選挙権を持たない。

第5条（選挙期日）

監査委員選挙は、Semester1の開始後、速やかに実施する。

第6条（立候補）

監査委員選挙に立候補しようとする者は、選挙の前に自ら申し出なければならない。

第7条（選挙演説）

監査委員選挙の候補者は、自らの所属する学年の生徒に対して選挙の前に選挙演説を行わなければならない。選挙演説以外は、いかなる選挙運動も行ってはならない。

第8条（選挙演説の制限）

第7条に定められた選挙演説において、以下の言動をとることは禁止される。

1. 他の候補者に対する誹謗・中傷
2. 投票や応援に対する金銭その他の報酬または謝礼に言及すること
3. その他、学校の諸規則に反する言動

第9条（不在者投票）

監査委員選挙においては、原則として不在者投票は行わない。ただし、選挙の投票時間中に、各学年の教員からの電話等の手段によって欠席等の生徒の意思が確認できる場合は、不在者投票を行ってもよい。

第10条（投票の方法）

有権者は、以下の場合に応じて投票を行う。

1. 候補者が4名以上の場合、有権者は候補者に対する信任または不信任を示し、投票する。その後、過半数の信任を得た候補者の中から支持する候補者を1名選び、投票する。
2. 候補者が3名以下の場合、投票は信任投票となり、有権者は候補者に対する信任または不信任を示し、投票する。
3. 候補者がいない場合、投票は延期する。

第11条（当選者の決定）

当選者の決定は、以下の方法による。

1. 候補者が4名以上いる場合、過半数の信任を得た候補者のうち、得票数の多い順に3名を当選者とする。
2. 信任投票となった場合、候補者が過半数の信任を得た場合に当選者とする。

第12条（開票および結果の公示）

開票は、各学年の教員が行う。当選者を速やかに公示する。候補者個人の得票数および得票率は原則として公開しない。

第13条（異議申し立て）

選挙結果に対して異議や質問のある生徒は、各学年の教員に異議を申し立てることや質問をすることができる。各学年の教員は、申し立てのあった異議や質問に関係する事項についての調査を行い、生徒に回答する。また、必要に応じて調査の結果を公開する。

第14条（選挙結果の取り消し）

異議申し立て等によって、選挙の不備または不正が発覚した場合、該当の選挙の結果を無効として、再度投票を行う。投票日等は、各学年で協議、決定する。

第15条（不正行為に対する処分）

立候補者が、本規約に定める禁止事項をおこなった場合、その候補者の立候補は無効とする。投票終了後に当選者の不正が発覚した場合は、該当の投票の結果を無効として、再度投票を行う。投票日等は、各学年で協議、決定する。

第16条（定数に満たない役職の任命）

投票の結果、監査委員がいない場合、該当の学年で再度選挙を行って監査委員を選出する。

第17条（任命）

監査委員選挙の当選者は、各学年主任によって、監査委員に任命される。

5章 改正および発効

第1条（改正）

本規約の改正・追加・廃止を行う場合には、中央委員議会において、参加委員の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議での合意を得ることとする。

第2条（効力の発揮）

本規約は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。本規約の改正・追加が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2024年 3月25日

（学校代表）校長

関田 晃

（生徒代表）生徒会長

神 龍之介

さいたま市立大宮国際中等教育学校 自転車通学規則

第1条（自転車の利用）

登下校における自転車の利用は、保護者からの申請があり、校長が認めた場合に限って許可する。

第2条（自転車通学の区間）

登下校における自転車の利用が可能な区間は、以下の（1）～（3）のいずれかとする。（2）と（3）については同時に利用することができる。

- （1）自宅から学校
- （2）自宅から使用する鉄道路線における自宅の最寄り駅
- （3）学校の最寄り駅から学校

第3条（自転車通学の申請）

自転車による通学を希望する場合には、以下の書類・物品をそろえて申請を行わなければならない。物品に関しては、申請時または申請後に担当教職員が確認を行う。

自転車保険加入証明書	対人賠償額 1 億円以上
駐輪場証明書	利用する駐輪場ごとに提出（自宅から自宅の最寄り駅まで自転車を利用する場合、学校最寄り駅から学校まで自転車を利用する場合） 自宅から学校まで自転車を利用する場合には不要 有効期限がわかる駐輪場のカード・シール等のコピーも可
自転車	防犯登録がされていること 危険な改造などがされていないこと 整備が行き届いていること 鍵・前照灯（ライト）・反射板または尾灯・ベルのついたもの
ヘルメット	自転車用のもので、形・色は指定しないが、SG 基準など安全性が保証されているもの
雨具（カッパ）	形・色は指定しないが、自転車をこぎやすく、暗い中でも視認しやすいもの

第4条（法令の遵守）

自転車通学を行う生徒は、道路交通法、埼玉県道路交通法施行細則をはじめとした、交通に関する法令を遵守しなければならない。

第5条（安全の確保）

自転車通学を行う生徒は、安全のためにヘルメットを着用しなければならない。雨天時は雨具（カッパ）を着用し、傘をさして運転してはならない。

第6条（雨天時のジャージ着用）

雨天時は雨具の下にジャージの着用をして登下校を行うことができる。自転車乗車中に雨が降ることが予想される場合も同様とする。但し、Term 1 開始から DR 終了時までは、定められた服装を着用すること。

第7条（自転車通学許可書）

第3条の規定に則って申請を行い、校長の許可を得た生徒には、自転車通学許可証及びステッカーが発行される。生徒は、ステッカーを自転車のよく見える場所に掲示しなければならない。

第8条（許可の期限）

自転車通学の許可は、許可された年度の最後までとし、翌年度は再度申請をするものとする。

第9条（学校駐輪場の使用）

自転車で通学する生徒は、指定の駐輪場に自転車を駐輪し、鍵をかけなければならない。

第10条（許可の取り消し）

自転車で通学する生徒が通学規則に違反した場合、その程度や回数に応じて、自転車通学許可の停止や取り消しを行う。

服装・頭髪・学校生活に関する細則（2024. 4. 5）

○この細則は、生徒や保護者、教員からの質問に基づき、「校則」「服装・頭髪規則」「学校生活規則」「出欠規程」等について説明したものです。生徒への指導はこれに基づいて行われますので、それぞれのルールに準ずる効力を持ちます。

<服装>

1. 制服を着用しなければいけない場面

① 登下校時（休日のCA等も含む）

※雨天時は、自転車通学者は雨具の下に体育着・ジャージの着用可

② 休日に学校に用事がある場合（忘れ物、書類提出、CA試合観戦等）

③ 学校の活動として校外で活動する場合（SA等／特に指示が出ている場合を除く）

④ 学校生活中 【◎体育着・ジャージ指定／○体育着・ジャージでもよい／×制服指定】

例	OI・AE	清掃	1	2	給食	3	DR
体→社→国	○	○	◎	×	×	×	×
国→体→数	○	○	×	◎	○	×	×
理→数→体	○	○	×	×	×	◎	○
体→社→美	○	○	◎	×	×	◎	○
美→家→数	○	○	◎	◎	○	×	×
数→技→体	○	○	×	◎	○	◎	○

※後期課程生は、昼休みに食事の前に着替えをしてもよい。

2. 更衣室

- ・使用できるのは朝（～8：30）・体育の授業の前後の休み時間・放課後
- ・前期課程・後期課程それぞれの校舎の更衣室を利用する。
- ・体育の前後等、特に混雑が予想される場合は、個別に指示する。

3. 正装

- ・男女の区別はない（女子のスラックス・ネクタイ／男子のスカート・リボンも可）
- ・セーター・ベストはジャケットの中に着用してよい。
- ・冬服・夏服のどちらかの正装に合わせる必要がある場合には、個別に指示する。

4. 制服の着方

明文化して禁止	私服・指定のもの以外の着用（ソックスを除く） 制服を着用した状態で見える下着・インナー ワイシャツをスカート・スラックスから出す ボタンを2つ以上開ける スカート・スラックス等が短すぎる 夏服と冬服が混ざった状態の制服着用
---------	--

統一して指導	素肌に直接ワイシャツを着用している スラックス等の裾をまくる／ウエストを折る 複数の服装が混ざった着方 (制服+体育着：ポロシャツとハーフパンツ等)
各自の感覚で助言	ジャケットのボタンを閉めない 袖まくり ポロシャツ+セーター・ベスト／セーラーブラウス+セーターの組み合わせ 防寒着等の制服との調和
許可 ・ 指導しない	見た目で見えないもの（スカート・スラックスの夏 or 冬など） (夏) ポロシャツをスカート・スラックスから出す (夏) ポロシャツの下に着ている体育着が見えてしまう 不要な時にジャケットを省略する

5. 防寒具等

- ・ コートのタイプは問わない。ダウン等も可。ワンポイント等、多少の模様等は入っていてもよい。
- ・ マフラー・ネックウォーマー・手袋は着用してよい。
- ・ タイツ・ストッキングの種類は問わない。くるぶしまでのタイプのもを着用する場合はソックスも着用し、裸足で靴を履かない。
- ・ 上着の着用について、時期の規定はない。

6. 日差し・熱中症対策

- ・ 熱中症・日焼けを防ぐために帽子・日傘・アームカバー等を使用・着用してもよい。
- ・ 日焼け止めは使用してよいが、匂い等で周囲に迷惑をかけないようにする。
- ・ 手持ち扇風機については、熱中症に対してマイナスであるというデータもあり、片手が埋まってしまふデメリットもあるため、他の方法を利用する。

7. 靴

- ・ 色の指定は特になし。
- ・ 極端にかかとが高いなど、歩行の安全を妨げるものは認めない。

8. 名札

- ・ 左胸にまっすぐ、名前が見えるように着用する。
- ・ 忘れた場合は職員室で予備を借り、なくした場合は事務室で注文する。
2つともなくした場合は生徒指導部に申し出て、首からかける名札を借りて、購入したものが届くまで着用する。
- ・ 制服に穴を開けずに着用するためのクリップ等を使用してもよい。



9. その他服装について

- ・ 制服は6年間共通で変更なし。

<頭髪>

1. 髪型

- ・具体的に禁止している髪型はない。「威圧感」や「迷惑」を訴える・感じる生徒・教員が多くいる場合に個別に検討する。

2. 髪加工

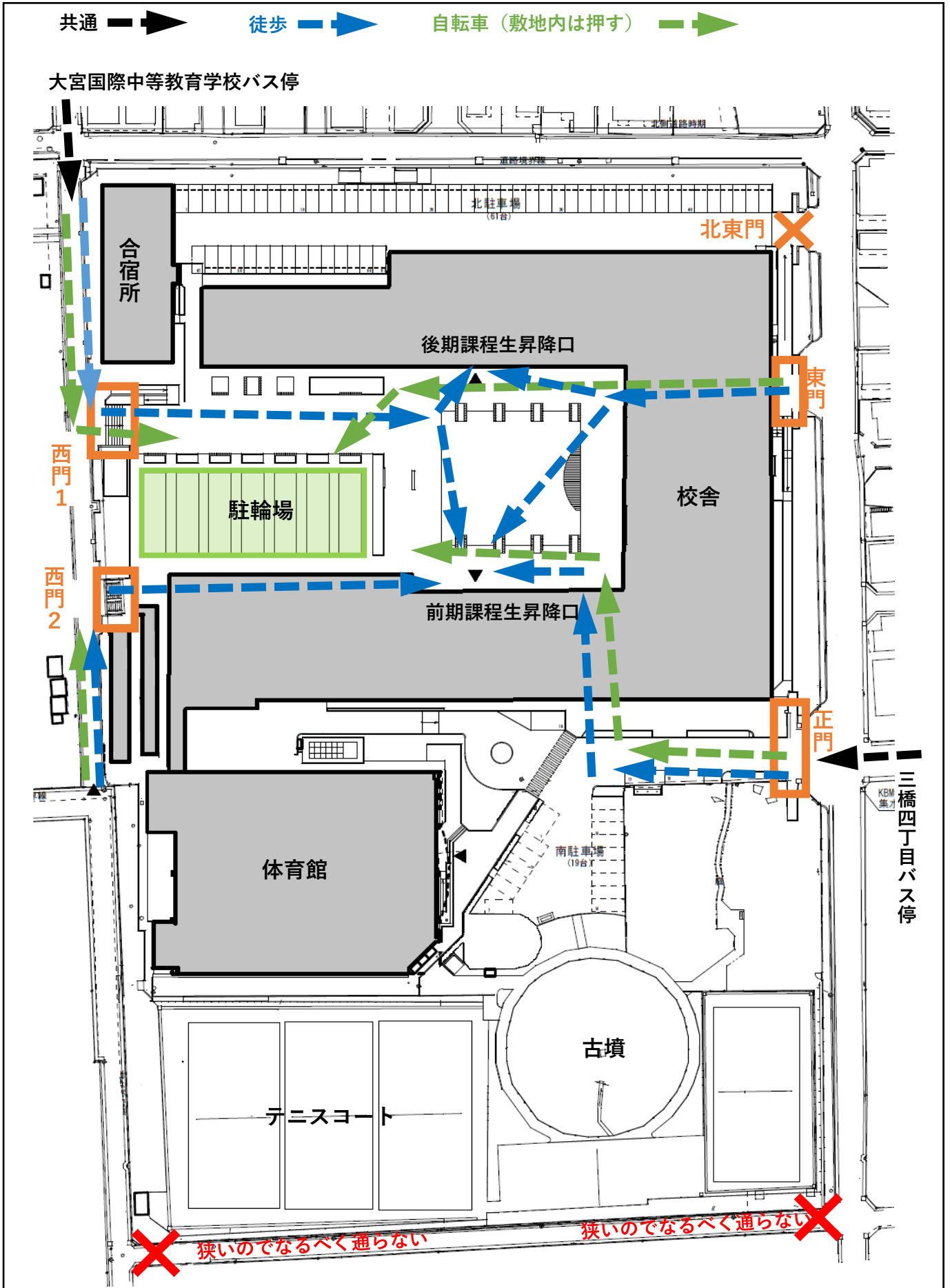
- ・パーマにはストレートパーマや縮毛矯正も含む。心身の健康のため等で特に必要がある場合は担任や生徒指導部の教員に相談する。
- ・寝癖を直すなど「本来の状態に戻す」ことは加工とは考えない。ヘアアイロン、こて等の手段は問わず、「本来の状態から変化させる」ものを加工と考える。

3. 整髪料

- ・寝癖を直すなど、「状態を整える」ことに使うことは禁止されていない。匂い等で周囲の迷惑にならないようにすること。

<通学について>

1. 通学の経路



2. 鉄道の遅延

- ・15分以上の遅延が発生した場合には、遅刻が取り消される。遅刻届を入力する際に自分が使用した路線を記入する。

3. バスの利用

- ・使用できるバス停は「大宮国際中等教育学校」と「三橋四丁目」の2か所。「三橋二丁目」や「水判土」のバス停は使用しない。
- ・上の2か所のバス停は、どちらを使ってもよい。日によって変えてもよい。
- ・大宮駅まで歩いて向かう途中のバス停で、空いているバスが来た場合は乗車してもよい。ただし、この場合も「三橋二丁目」から乗車はしないこと。

4. バスの遅延

- ・バスの遅延による遅刻は原則として取り消されない。ただし、天候などの特別な事情がある場合には取り消されることがある。その場合は後から連絡するため、遅刻届は提出すること。

5. 自転車

- ・学校の敷地内（校舎と校庭の間の私道も含む）では降車し、押して歩く。
- ・自転車で登校し、バス等で下校する場合は、自転車を駐輪場に置いて帰っても構わない。カギはしっかりかけるようにする。

6. 登下校中の寄り道

- ・不要な寄り道をせずになるべくまっすぐ家に帰る。何が「不要な寄り道」で何が「必要な寄り道」かは各家庭の判断によるため、学校が具体的に指定するものではない。
- ・登校途中に弁当や飲み物を購入することは問題ない。ただし、学校付近の店舗に本校の生徒が集中し、地域の方の迷惑にならないように配慮する。

7. 交通のマナー

- ・地域から厳しいご意見を多くいただいている。マナーを意識し、周囲への配慮をする。

<意識してほしいマナー>

【徒歩】

- ・歩くときは横に3人以上並ばない。車が横を通るときは一列になって道の端に寄る。
- ・歩道では一列になり、すれ違う人や追い抜く人のためのスペースを作る。
- ・話すときは意識的に小さい声で話す。中学生の「普通の声」は大人には「大声」に感じられることが多くあります。

【自転車】

- ・並走をしない。歩いている友だちに合わせてゆっくり走らない。歩道と車道で並走している生徒についての苦情が来ています。
- ・蛇行運転をせず、道路の左端を走る。車の通行を妨害するのは道路交通法違反です。
- ・一時停止を必ず守る。自動車との事故で被害者になるだけでなく、歩行者との事故で加害者になることもあります。
- ・歩道は歩行者が優先。すれ違うことができないときは自転車の側が端に寄って譲る。
- ・車道に急に飛び出さない。必ず後ろを確認してから出る。

【バス】

- ・基本的に話をしない。公共交通機関では、基本的に静かにするのがマナーです。もし話すとしても、お互いにだけ聞こえる声で。グループみんなで話している声は、十分に「大声」です。
- ・バスの中でマスクを外さない。密閉空間なので、不安に思う人が多くいます。
- ・座席（特に優先席）は必要としている人に譲る。もちろん、混んでいる場合に座ることは構いません。必要な時にすぐに譲れるようにしましょう。
- ・「三橋四丁目」バス停では、排水溝のブロックの上から出ないように一列に並ぶ。
- ・学校付近のバス停からは MOIS 生が集団で乗るため、「自分たちのためのバス」と勘違いしやすくなります。バスは公共交通機関です。MOIS 生以外の方が不快に思わないようにしてください。

<施設・設備の利用について>

1. 机・ロッカー・下駄箱

- ・教室移動の際は、自分の HR の机に荷物を置いていかない。次の授業で使う予定がない場合でも荷物を持って移動する。
- ・教科書等は置いて帰ってもよいが、すべてロッカーに入れる。ロッカーに入る量に私物を調整する。
- ・ロッカーや下駄箱の上に私物を置かない。

2. 教室等

- ・放課後の自習では図書室・自習室・PC 室 1・少人数指導室・机のあるオープンスペース（ワークスペースなど）は、17：15 まで自由に使用してよい。個別に閉室時間が定められている場合にはそれに従う。
- ・教室等を使いたい場合は、その場所を管理する教員の許可を得る。16：50 以降も使用したい場合は、その場に担当の教員がついている必要がある。

3. ふれあい広場（中庭）等

- ・上履きで出ない。
- ・ベンチ等は自由に使用してよいが、走り回る、ボールを投げるなど、運動をしないこと。

4. 自動販売機

- ・使用できる時間
 - i. 登校～01 前まで
 - ii. 各休み時間
 - iii. 放課後
 - ※自動販売機の使用による遅刻や下校時刻の超過がないようにすること。
 - ※休日は、活動中いつでも購入することが出来る。
- ・電子マネーで買い物をするためにスマートフォンを利用する場合は、それ以外の目的に使用しないようにする。
- ・自動販売機で買ったもののゴミは自動販売機の横のゴミ箱に捨ててよい。

5. 売店

- ・2024 年 4 月現在、開店しているのは平日の昼休み・放課後。土曜日は営業している場合としない場合がある。
- ・食品は給食終了のチャイムまでに購入する。
- ・前期課程生は、給食のある日は食品を購入できない。給食がない日も食品の購入は原則として後期課程生優先となる。飲料や文房具・日用品等は購入してよい。
- ・電子マネーで買い物をするためにスマートフォンを利用する場合は、それ以外の目的に使用しないようにする。
- ・売店で購入したものは売店のごみ箱に捨ててよい。

6. 体育施設

- ・始業前や昼休みには利用できない。
- ・休日を含め、許可なく利用することはできない。

7. 非常口

- ・昇降口以外から屋外に出ない。屋外階段は緊急避難用なので使用しない。
- ・危険の防止、周囲の民家のプライバシーへの配慮のために、ウッドデッキに出ない。ただし、渡り廊下のウッドデッキを除く。
※渡り廊下のウッドデッキについても、校内の状況等によって制限する場合がある。

8. 個人使用 PC

- ・学習および学校の活動、自分の能力の伸長のために使用する。ただゲームをするなど、娯楽のために利用しない。
- ・PC 内に入っているソフトは、上記の目的のためであれば自由に利用してよい。
- ・ソフトの勝手なインストールなど、復元不能な変更をしない。
- ・あまりにもルールに違反する使用が続く場合、使用が停止されることがある。

9. Classi・Microsoft Teams 等での連絡について

- ・DR 終了以降は全員が見る保証はないため、校内グループ・メッセージでは、原則として放課後以降には翌日の連絡をしない。
- ・翌々日以降の連絡であっても、通知によって迷惑をかけないように、あまり遅い時間にならないよう気を付けて投稿する。基本的に 19:00 以降の連絡は避ける。

<食事・飲料について>

1. 給食（前期課程生）

- ・給食終了のチャイムまでは教室の外に出ない。
- ・アレルギー等の問題があるため、他の人に自分に配られたものを直接あげたりもらったりしない。食べきれないものは戻す。

2. 弁当（後期課程生・休日）

- ・食べてよい時間は、前期課程生の給食の時間と同様。休み時間や放課後に食べない。
LDT 等午前授業の場合は、すべての日課が終了してから 60 分以内を目安とする。
- ・前期課程生は自分の HR 教室、後期課程生は所属学年の教室か、後期校舎のコモンスペースで食べる。ただし、進路資料室前のオープンスペースでは食事をしない。CA 等で場所が指定されている場合は、それに従う。
- ・食事が終わったら教室を出てよいが、前期課程校舎には立ち入らない。
- ・登校途中や売店で購入してもよい。登校後に校外に買いに行くことは原則として認めない。
- ・品目に指定はないが、匂いが周囲に漏れるようなものを持ちこまないこと。
- ・校内での刃物や火を使った調理や、デリバリーの注文は禁止。
- ・ごみは持ち帰る。売店で購入したものは売店のごみ箱に捨ててよい。

3. 間食

- ・前期課程生・後期課程生に関わらず、以下の時間は栄養補給のための補食をとることができる。場所は原則として社会科講義室とし、利用人数によって別の場所を学校が指定する場合もある。

- 1. 7:30～8:20
- 2. DR 終了後30分間 (DRがない場合は最終授業終了後30分間)

- ・飲食物の種類に特に指定はないが、「栄養補給」の目的から外れないように心がける。
- ・食事の際に出たごみは持ち帰ること。ただし売店で購入した商品のごみは売店前のごみ箱に捨てて構わない。
- ・アレルギー等の懸念があるため、自分が食べるものは自分で用意し、他人からもったり、あげたりしない。
- ・前期課程生も食品の購入を認める。ただし、給食のある日は、後期課程生の昼食購入を優先するため、弁当については昼休み以降に購入する。

4. 飲料

- ・飲み物は、水筒やペットボトルなど、ふたの閉まる容器で持ってくる。中身は特に指定はない。
- ・通学中に購入してもよい。
- ・授業中に水分補給をしてもよいが、各授業担当の指示に従うこと
- ・ごみは持ち帰る。自動販売機で購入したものは自動販売機そばのごみ箱に捨ててよい。

5. 飲食禁止の場所

- ・グローバルホールやPC室など、カーペット敷きの場所では飲食を行わない。

<携行品について>

1. 学校に持ち込むことができる携行品

- ・「授業や学習の質を向上させるもの」「個人の体調を管理するもの」を学校に持ち込むことができる。
- ・高価なブランド品等、治安上の問題が発生するものを使用したり、休み時間や ASA に危険な使い方をしていたりする場合、学校が預かり、保護者に返却する。
- ・現在までに質問があり、必要・不要と判断された例は以下の通り。基本的に電子機器や、個人のロッカーで保管が難しいものについて禁止している。

持ち込み可	電子辞書・ワイヤレスマウス・マウスパッド・授業で使うイヤホン・時計・メモ帳・ブランケット・カイロ・レッグウォーマー・扇子
持ち込み不可	携帯音楽プレイヤー・ハンディ扇風機・タブレット端末・授業や ASA と無関係なスポーツ用品や楽器

- ・許可されたものを持ちこんだり、使ったりする場合でも、同じ空間で生活・学習している周囲の生徒や、授業を行っている先生方に対するマナーや礼儀を守る必要がある。時・場所・機会に応じた使用をする。

※個別の事情で特別に必要な場合は担任・担当や生徒指導部の教員に申し出る。

2. 授業中に使用できる携行品

- ・基本的に「学習活動で使用するもの」以外は机上に出さない。カイロを貼る、ブランケットをひざにかける、レッグウォーマーを着用するなど、授業に取り組む様子に変化しないものは使用して構わない。
- ・特定の授業に必要な携行品は、担当教員が個別に許可または制限する場合がある。

3. CA・ASA の用具

- ・CA や ASA の活動中のみに使用する。
- ・教室のロッカー下の収納 BOX や部室等、指定された場所には置いて帰ってもよい。

4. バッグ

- ・休日の CA 等の時も平日の規定に従う。校外の活動等で特に指示が出ている場合はそちらに従う。
- ・ストラップやキーホルダーに特に指定はない。

5. 書籍

- ・授業・学校生活に必要な書籍は持ってきて、休み時間等に読んでよい。
- ・「必要」の目安としては、「学校図書館で借りられる（禁貸出になっていない）ものと同種のもの」とする。

6. 携帯電話・スマートフォン

- ・「携帯電話・スマートフォン」とは、独立した通信機能を有し、一般的に「携帯電話」「スマートフォン」として販売されているものを指す。タブレット端末等は該当しない。
- ・「安全の確保」「学習」「学校生活上の必要」の3つの目的に限って使用することを条件に持ってくる事が認められている。校外であっても目的外の使用はしない。
- ・個人情報の流出等の恐れがあるため、他の生徒や校内の様子を SNS 等にアップしない。校内で学習等に必要のない写真を撮らない。
- ・校舎に入ってから、すべての活動を終えて校舎・体育館を出るまで使用しない。校舎内でどうしても利用しなければならない場合は、担任の先生など、周囲にいる先生に許可を得て使用する。
- ・売店や自動販売機で電子マネーを使用するときにロッカーから持ち出すときは、その目的のみに使用し、使用が終了したら速やかに電源を切ってロッカーにしまう。
- ・鉄道・バス車内等で授業動画を視聴する等の目的のためにイヤホンを利用することは問題ないが、基本的に座席で使用するなど、乗車マナーを守り、自分と周囲の安全に配慮する。

<後期課程生の校外の活動について>

1. アルバイト

- ・アルバイトをするかどうかは個々の家庭の判断であり、学校が関知するものではない。
- ・家庭の責任下で行う場合でも、18歳未満の利用が禁止されている店舗や、酒類を主とする飲食店などでのアルバイトは避けるのが望ましい。
- ・家庭の責任下で行う場合でも、学業及び学校生活に悪影響の出ないように留意すること。

2. 免許の取得

- ・運転免許の取得については個々の家庭の判断であり、学校が関与するものではない。
ただし、埼玉県教育委員会が定めた手続きがあるので、取得を希望する場合には学校に申し出る。
- ・バイク・自動車による通学は認めない。

<After School Activities>

1. ASA の区分

	担当教員がつく活動	教員がつかない活動
生徒が自主的に行う活動	①	③
学校側が集めて行う活動	②	

2. 活動場所

上記①②の活動	上記③の活動
右記以外（要施設予約） ・担当教員の許可・管理のもと で行う	図書室 自習室 PC室1 進路資料室 少人数指導室1～8 ワークスペース コモンスペース ギャラリースペース インフォメーションラウンジ

3. 下校時間・担当教員

青枠：生徒だけで活動可 赤枠：担当教員が監督する

①・②	③	←放課後開始
①・②	③	←16:50
		←17:15 (17:30 完全下校)

- ・区分③の活動内容であっても、「3. 活動場所」で指定された活動場所以外での活動を希望する場合は、その時点で区分①に変わると考える。
- ・区分①または②の活動であっても、生徒・学校施設等の安全管理上、生徒だけで活動するには危険を伴う可能性のある活動については、担当教員は 16:50 以前であっても適宜生徒の活動を見守る。

<Club Activity>

1. 活動期間（シーズン制）

- ・年度内に3つのシーズンが設定される。各シーズンの期間は以下の通り。

シーズンⅠ	シーズンⅡ	シーズンⅢ
4月授業開始日 ～夏休み前	夏休み明け日 ～11月末日以降の最初の日曜日	12月に入って最初の月曜日 ～年度修了式前日

- ・シーズンごとに Club Activity に参加するかしないか、参加する場合どの Club に参加するかを選ぶことができる。

2. 活動日と活動時間

(1) 活動日

- ・平日（月～金）3回まで、土日はいずれか1回のみ。祝日は本来の曜日のカウントに含む。
例）月曜日の祝日に練習を行った場合は、平日の練習としてカウントする。
土曜日の祝日に練習を行った場合は、土日の練習としてカウントする。
- ・朝練習は行わない
- ・入試期間（主に1月）の活動は行わない。

(2) 長期休業中の活動

- ・原則として長期休業中に Club Activity は行わないが、大会参加等の例外を設ける

例外①：長期休業中に大会やコンクール、発表会等がある場合は、参加することができる。また、その1週間前から事故防止と準備のために活動することができる。活動日についてのルールは学期中と同様とする。

8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
活動不可							活動可		大会

例外②：長期休業明け1週間以内に、大会等がある場合は、その1週間前から事故防止と準備のために活動することができる。活動日についてのルールは学期中と同様とする。シーズンを超えた場合については、大会等まで前のシーズンの Club で活動し、大会等の終了後、次の Club に参加することができる。

8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
活動不可		活動可		夏休み終了	授業日	活動可		大会	

- ・「大会等」はさいたま市全市レベルの大会等、またはその予選とする。基本的に公的な団体の主催する大会を想定し、近隣校を集めた私的なカップ戦等は対象としない。

例) 中体連主催大会・高体連主催大会、競技・文化団体(〇〇協会・〇〇連盟)主催大会

- ・大会等が学校閉庁日にかかる場合は、その状況に応じて対応する。

(3) 活動時間

- ・平日、週休日/After LDT ともに、生徒及び教員 1 人当たりの実質の活動時間(準備片づけ除く)は、3 時間以内とする。

	活動時間
平日	Daily Reflection 終了~17:30 完全下校
週休日/After LDT	8:30~17:30 完全下校

- ・気候、学校行事等の諸事情により、学校独自で CA の制限をすることがある

3. 費用

- ・個人で使用する道具は個人で準備する。学校で貸し出せるものの有無等、詳細はアドバイザーの先生に確認する。
- ・大会等の参加にあたって、各競技団体の個人選手登録が必要になる場合、登録費は基本的に個人負担とする。
- ・Club 全体で使用するものに関しては、各 Club で Club 費を集める場合がある。
- ・練習試合や大会に参加する場合の交通費は個人負担とする。

4. 設置種目

- ・2023 年度に設置されている Club は以下の通り。

	Club 名	活動場所
運動系	サッカー	校庭(トラック東)
	バスケットボール	アリーナ
	テニス	テニスコート
	ゆるスポーツ	トラッ
	ダンス	剣道場
	バドミントン	アリーナ
	野球	校庭(野球場)
	卓球	ギャラリー
文化系	吹奏楽	音楽室
	美術	美術室
	パソコン	PC 室 2